

(趣旨)

第1条 この規則は、射水市営住宅条例(平成17年射水市条例第184号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入居の申込み等)

第2条 条例第8条第1項の規定により市営住宅及び改良住宅に入居の申込みをしようとする者(以下「入居申込者」という。)は、市営住宅入居申込書(様式第1号。以下「入居申込書」という。)を提出し、市長の入居許可を受けなければならない。

2 入居申込者は、前項の入居申込書のほかに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 入居申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)の収入を証する書類

(2) 扶養親族を確認できる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める書類

第3条 条例第5条各号のいずれかに掲げる事由に該当し、公募によらずに入居しようとする者は、当該入居が他の市営住宅からの移転の場合又は他の市営住宅との入替えの場合は、市営住宅変更承認申請書(様式第20号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(入居決定者への通知)

第4条 条例第8条第2項の規定による通知は、市営住宅入居決定通知書(様式第2号)を交付して行う。

(入居補欠者数)

第5条 条例第10条第1項に規定する入居補欠者の数は、入居予定者数の3割以内とする。

(請書)

第6条 条例第12条第1項第1号に規定する請書は、市営住宅使用請書(様式第3号)による。

2 前項の請書には、連帯保証人の印鑑登録証明書及び連帯保証人の収入を証する書類を添付しなければならない。

(連帯保証人)

第7条 前条の連帯保証人は、入居者として市長の決定を受けた者(以下「入居決定者」という。)の家賃の5倍以上の収入のある者とする。

2 前項の連帯保証人を変更しようとするときは、市営住宅連帯保証人変更申請書(様式第4号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

3 前項の連帯保証人が保証する極度額は、条例第12条で規定する請書を提出した市営住宅の近傍同種の住宅の家賃の12か月分に相当する金額に15万円を加算した金額とする。

4 入居者は、前項の連帯保証人につき次の各号のいずれかに定める事実が発生したときは、直ちに第2項に規定する連帯保証人変更の手続きをしなければならない。

(1) 死亡したとき。

(2) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき。

(3) 任意後見契約の委任者であって、任意後見監督人が選任されたとき。

(4) 破産手続開始の決定があったとき。

(5) 住所が不明になったとき。

(6) 前項の連帯保証人が履行した債務額が極度額に達したとき。

(住宅入居手続の延期願)

第8条 条例第12条第2項の規定により、入居の手続を延期しようとする者は、入居の許可のあった日から10日以内に市営住宅入居手続の延期願(様式第5号)を提出しなければならない。

(同居の承認)

第9条 入居者が、条例第13条の規定により、入居決定者及び入居の決定の際に既に同居し、又は同居しようとしていた親族以外の者を同居させようとするときは、市営住宅同居申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、同居が適切であると認める場合に限り、市営住宅同居承認書(様式第7号)を交付するものとする。

(入居の承継)

第10条 条例第14条の規定により入居の承継の承認を受けようとする者は、市営住宅入居承継申請書(様式第8号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、実情を調査し、入居の承継について承認又は不承認を決定の上、市営住宅入居承継承認・不承認決定書(様式第9号)により申請をした者に通知しなければならない。

(同居親族の異動)

第11条 出生、死亡又は転出により同居親族に異動を生じたときは、入居者は、速やかにその旨を市営住宅同居親族異動届(様式第10号)により市長に届けなければならない。

(事業主体の定める数値)

第12条 条例第15条第2項の規定により事業主体の定める数値は、市営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、市営住宅の設備その他の市営住宅の利便性の要素となる事項を勘案して0.5以上1.3以下の範囲で定めるものとする。

(収入の申告等)

第13条 条例第17条第1項の規定による収入の申告は、市営住宅入居者収入申告書(様式第11号)により、毎年7月末日までに行わなければならない。

2 条例第17条第3項に規定する通知は、収入認定通知書(様式第12号)により、新家賃の徴収時期及びその額を記載して行う。

3 条例第31条第1項に規定する収入超過者認定通知は、収入超過者認定通知書(様式第13号)により、市営住宅明渡し努力義務の発生時期並びに近傍同種の住宅の家賃及び新家賃の額を記載して行う。

4 条例第31条第2項に規定する高額所得者認定通知は、高額所得者認定通知書(様式第13号)により、近傍同種の住宅の家賃及び新家賃の額を記載して行う。

5 条例第17条第4項及び第31条第3項に規定する意見の申出は、収入認定意見申出書(様式第14号)によりその事実を証する書類を添付して、収入認定通知を受けた日又は収入基準超過額の変動があったと市長が認める日から30日以内に行うものとする。

6 市長は、前項の意見申出書が提出された場合は、意見申出書を受理した日から30日以内に収入認定更正通知書(様式第15号)又は意見申出却下通知書(様式第15号)により、当該申出をした者に通知するものとする。

(家賃・敷金の減免基準等)

第14条 条例第18条に規定する家賃及び条例第21条第2項に規定する敷金の減免又は徴収の猶予基準は、次に掲げるところによる。

(1) 入居者及び同居親族(以下「入居者等」という。)の収入月額(課税対象となる収入に非課税所得となっている年金、給付金等すべての収入を加算し、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第1条第3号の規定に準じて算出した額をいう。以下この条において同じ。)が5万円以下であること。

(2) 入居者等が6月以上の療養を要する病気にかかり、そのための支出を控除した収入月額が、前号に該当すること。

(3) 入居者等が水害、火災その他これらに類する災害により著しい損害を受けた場合において、生活必需品を得るための支出を控除した収入月額が、第1号に該当すること。

(4) 入居者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による住宅扶助料の受給者で、家賃等が住宅扶助額を超えるもの又は6月以上の入院療養を要する生活保護法の適用者で、住宅扶助料を削除されたものであること。

(5) 前各号にかかわる減免又は徴収猶予の額及び適用期間は、市長が必要と認める範囲内で行うものとする。

2 家賃等の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、市営住宅家賃減免申請書(様式第16号)又は市営住宅家賃等徴収猶予申請書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、減免又は徴収猶予をすることが適当であると認めるときは、減免又は徴収猶予を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

4 前項の通知は、市営住宅家賃減免承認・不承認決定書(様式第18号)又は市営住宅家賃徴収猶予承認・不承認決定書(様式第19号)を交付して行う。

(市営住宅等の損傷)

第15条 入居者は、市営住宅及び共同施設に損傷又は破損箇所(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽易なもの及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上、重要でないものを除く。)が生じたときは、速やかに市営住宅管理人を通じて市長に報告しなければならない。

(入居者の負担となる修繕)

第16条 条例第23条の規定により、入居者が費用を負担しなければならない軽微な修繕及び付帯施設の構造上重要でない部分の修繕は、別表に定めるとおりとする。ただし、特に市長が認めるときは、この限りではない。また、負担割合は別途協議により定めるものとする。

(住宅を使用しないときの届出)

第17条 条例第27条に規定する届出は、市営住宅を使用しなくなる前日までに市営住宅不在届(様式第21号)により市長に届けなければならない。

(住宅の一部用途変更)

第18条 条例第29条ただし書の規定により市営住宅の一部を住宅以外の用途に使用しようとするときは、市営住宅用途一部変更申請書(様式第22号)を提出して、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認又は不承認を決定し、申請者に通知するものとする。

3 前項の通知は、市営住宅用途一部変更承認・不承認決定書(様式第23号)を交付して行う。

(住宅の模様替え・増築等)

第19条 入居者が条例第30条第1項ただし書の規定により市営住宅の模様替え若しくは増築をしようとするとき、又は市営住宅の敷地内に建物若しくは工作物の設置をしようとするときは、市営住宅模様替え・増築申請書(様式第24号)に設計書を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、市営住宅の模様替え若しくは増築又は市営住宅の敷地内の建物若しくは工作物の設置の承認又は不承認を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

3 前項の通知は、市営住宅模様替え・増築承認・不承認決定書(様式第25号)を交付して行う。
(明渡し請求)

第20条 条例第34条第1項、第39条第1項及び第44条第1項に規定する明渡し請求は、市営住宅明渡し請求書(様式第26号)を交付して行う。
(明渡し届)

第21条 条例第43条第1項に規定する市営住宅の明渡しは、市営住宅明渡し届(様式第27号)を提出して行う。
(住宅検査員証)

第22条 条例第58条第3項に規定する身分を示す証票は、市営住宅監理員証・市営住宅検査員証(様式第28号)による。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の新湊市営住宅条例施行規則(平成9年新湊市規則第5号)、大門町営住宅条例施行規則(平成10年大門町規則第13号)又は大島町営住宅設置及び管理に関する条例施行規則(平成14年大島町規則第8号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成27年6月30日規則第29号)
(施行期日)

1 この規則は、平成27年7月1日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の射水市営住宅条例施行規則に規定する様式に基づき作成された書類については、この規則による改正後の射水市営住宅条例施行規則に規定する様式に基づき作成されたものとみなす。

附 則(平成30年3月5日規則第2号)
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日規則第40号)
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の射水市営住宅条例施行規則に規定する様式に基づき作成された書類については、この規則による改正後の射水市営住宅条例施行規則に規定する様式に基づき作成されたものとみなす。

附 則(令和2年12月24日規則第54号)
(施行期日)

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則(令和3年6月30日規則第30号)
(施行期日)

1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正後の様式は、令和2年以後の年の収入に係る市営住宅入居申込書、市営住宅入居者収入申告書、特定公共賃貸住宅入居申込書、特定公共賃貸住宅家賃減額申請書、都市再生住宅入居申込書及び都市再生住宅入居者収入申告書について適用し、令和元年以前の年の収入に係る市営住宅入居申込書、市営住宅入居者収入申告書、特定公共賃貸住宅入居申込書、特定公共賃貸住宅家賃減額申請書、都市再生住宅入居申込書及び都市再生住宅入居者収入申告書については、なお従前の例による。

別表(第16条関係)

1 軽微な修繕	(1) 畳の表替え及び障子・ふすまの張替え (2) ガラスの割れ入替え及び網戸の張替え・修繕 (3) 壁クロスの張替え
---------	---

	(4) バランス釜、浴槽及び排気筒の取替え (5) その他構造上重要で部分の修理
2 付帯施設の構造上重要でない部分の修繕	(1) 混合栓の修理及び取替え (2) 台所流し、洗面器、浴室、便所及び洗濯機用の排水管の詰まりの除去 (3) 便器、洗面器等の陶器の取替え及びひび割れ修理 (4) 衛生設備の附属部品(便座、紙巻器、パッキン類、排水目皿、ごみ受け等をいう。)に係る修理及び取替え (5) レンジフード及びダクト用換気扇の修理 (6) 蛍光灯、電球、照明用カバー、コンセント、照明用コード、キーソケット、換気扇、TV接続端子、ヒューズ等に係る修理及び取替え (7) 台所、浴室等の換気ガラリに係る修理及び取替え (8) ハウスクリーニング、床ワックス掛け等 (9) その他付帯設備のうち重要でない部分の修理

様式第1号(第2条関係)

(表)

市営住宅入居申込書

受付年月日 ・	受付番号	受付者
------------	------	-----

射水市長

次のとおり市営住宅の入居を申し込みます。

記載事項が事実と相違した場合は、申込みを無効とされても異議を申し立てません。

1 申込者

ふりがな 氏名		〒 住所	電話 ()
------------	--	---------	--------

2 入居を希望する住宅

第1希望 市営住宅 (階)	第2希望 市営住宅 (階)
-------------------	-------------------

3 親族の状況

	続柄	氏名	生年月日	現状	勤務先・通学先	所得金額	控除金額
入居予定親族	1本人		・	同居 別居	電話 ()	円	基親老特寡ひ障 円
	2		・	同居 別居	電話 ()	円	基親老特寡ひ障 円
	3		・	同居 別居	電話 ()	円	基親老特寡ひ障 円
	4		・	同居 別居	電話 ()	円	基親老特寡ひ障 円
	5		・	同居 別居	電話 ()	円	基親老特寡ひ障 円
別居			・	同居 別居	電話 ()	円	基親老特寡ひ障 円
扶養			・	同居 別居	電話 ()	円	基親老特寡ひ障 円

4 現在の居住状況

困窮理由	1 他世帯 と同居	2 狭い 遠距離 通勤	3 非住宅 に居住	4 高家賃 円	5 婚約中 立ち退 き要求	6 その他	7 延べ 室 畳	8 その他
住宅	1 民 間 アパート	2 公営賃 貸住宅	3 借 家	4 間借り	5 その他 ()			
特記事項								

合 計	① 円	② 円
①－②	③ 円	
認定額 ③÷12	円	適・否

処理欄

決定年月日	・
決定住宅	市営住宅
間 取 り	
家 賃	円

注 太枠欄の中に記入してください。

(裏)

1 給与証明上の注意

- (1) 本人又は同居予定の親族で、申込み時に給与収入があり、就職期間1年未満の方は、勤務先から証明を受けてください。
- (2) 証明欄が不足する場合は、本欄をコピーして利用するか別紙により提出してください。
- (3) 交通費などの非課税収入を除いた総収入を記入してください。
- (4) 給与の支払者が法人の場合は法人名及び社印・代表者印を、個人の場合は個人印を押印してください。

給 与 証 明 書

氏 名		採用年月日	年 月 日
就職翌月からの支払額 (税払)	年 月分から	①賞与以外 円	①の最終月分(抜粋) 円
	年 月分まで	②賞与(回分) 円	①+② 円
扶 養 家 族	氏 名	続 柄	生 年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

源泉徴収票のはりつけ欄

上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

事業所の名称

電話 ()

代表者氏名



[illegible]

様式第3号(第6条関係)

(表)
市 営 住 宅 使 用 請 書

年 月 日

射水市長

入居の決定を受けた次の市営住宅の使用については、射水市営住宅条例及び同施行規則並びにこれに基づく指示・命令を堅く守ります。

なお、入居者が規定に違反し、又は家賃等を滞納した場合は、射水市が税情報を活用して回収することに同意し、かつ、条例の定めるところにより、処置を受けても異議を申し立てません。よって保証人と連帯してその責任を負い、義務を履行することを約束し、連署の上この請書を提出します。

入居者	本 籍 地	
	氏 名	印 年 月 日生
連帯保証人	本 籍 地	
	現 住 所	電話 ()
	職 業 ・ 勤 務 先	電話 ()
	氏 名	(実印) 年 月 日生
	入 居 者 と の 関 係	

- (注) 1 太枠欄の中に記入してください。
2 連帯保証人※1の印鑑登録証明書及び収入証明書※2を添付してください。

※1 公営住宅入居者は不可 ※2 所得証明書・源泉徴収票等(所得： 万円以上、給与収入： 万円以上)

市 営 住 宅 名	射水市 市営住宅 号棟 号室
決定年月日及び番 号	令和 年 月 日 射建第 号
1 箇 月 家 賃	円 (家賃納付期限 毎月末日)
敷 金	円 (家賃の3か月分相当額)
連帯保証人の極 度 額	円 (内訳) 近傍同種家賃 円の12か月分に150,000円を加算

備考

1 市営住宅使用請書提出の際の注意事項

- (1) 連帯保証人は、独立の生計を営む者で、かつ、確実な保証能力を有する者としてください。(公営住宅入居者は不可。)
- (2) 連帯保証人が給与所得者の場合は勤務先の給与証明書、事業所得者の場合は所得証明書を添付してください。
- (3) 連帯保証人の印鑑登録証明書を添付してください。
- (4) 連帯保証人は、極度額を限度として保証債務を履行する責任を負います。
- (5) 敷金は、家賃の3箇月相当額を請書と同時に納付してください。

2 市営住宅使用上の注意

- (1) 家賃は、毎月末まで、その月分を射水市の指定金融機関に納付してください。
- (2) 市営住宅及び附属物件の使用については、最善の注意を払うとともに、その保管取締りに関する指示を堅く守ってください。
- (3) 市営住宅を汚損し、若しくは損傷するおそれのある室内作業を営み、又はみだりに家畜類を飼育し、その他人の迷惑となる行為をしないでください。
- (4) 家賃を3箇月以上滞納したとき、不正の行為によって入居したとき、その他入居不適当と認められる行為をしたときは、法令の定めるところにより住宅の明渡しを請求します。
- (5) 市営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより届出をしてください。
- (6) 市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡し、使用許可を受けた世帯員以外の者を同居させないこと。もし違反した場合は、住宅の明渡しを請求します。
- (7) 許可を得ないで建物及びその附属物を模様替えし、敷地内に工作物を建設し、又は土石採掘若しくは地形を変形しないでください。
- (8) 建物及びその附属物件等を損傷し、又は滅失したときは、入居者において、原状回復又は、費用を賠償してください。
- (9) 市営住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに届け出て検査を受けてください。

3 その他

- (1) 家族に異動があったとき、勤務先、職業に変更があったとき、又は連帯保証人に異動があったときは、直ちに市長の定めるところにより届出をしてください。
- (2) 市営住宅管理に関しては、射水市営住宅条例及び同施行規則並びにこれに基づく指示に従ってください。

様式第4号(第7条関係)

市 営 住 宅 連 帯 保 証 人 変 更 申 請 書

年 月 日

射水市長

市営住宅 号棟 号室
入居者氏名

射水市営住宅条例施行規則第7条第2項の規定により連帯保証人を変更したいので、次のとおり届け出ます。

変更前

連帯保証人	本 籍 地	
	現 住 所	電話 ()
	氏 名	年 月 日生
	入 居 者 と の 関 係	
連帯保証人	本 籍 地	
	現 住 所	電話 ()
	氏 名	年 月 日生
	入 居 者 と の 関 係	

変更後

連帯保証人	本 籍 地	
	現 住 所	電話 ()
	職 業 ・ 勤 務 先	電話 ()
	氏 名	(実印) 年 月 日生
	入 居 者 と の 関 係	
	極 度 額	(内訳) 近傍同種家賃 円の 12か月分に150,000円を加算

- 注 1 太枠欄の中に記入してください。
- 2 連帯保証人の印鑑登録証明書及び収入証明書を添付してください。

様式第5号(第8条関係)

市 営 住 宅 入 居 手 続 の 延 期 願

年 月 日

射水市長

入居予定者 氏名_____

市営住宅入居決定通知を受けましたが、次の理由により入居手続の延期をお願い申し上げます。

入居手続の延期理由等

入 居 の 手 続	年 月 日まで
入 居 期 間	年 月 日まで
延 期 の 理 由	

入居決定の概要

入 居 決 定 通 知 年 月 日 等	第 号 年 月 日
入居すべき市営住宅 の所在地及び名称等	射水市 市営住宅 号棟 号室
入 居 の 手 続	年 月 日までに請書を提出してください。
入 居 指 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで の間に入居してください。

注 許可のあった日から10日以内に提出してください。

様式第6号(第9条関係)

市 営 住 宅 同 居 申 請 書

年 月 日

射水市長

市営住宅 号棟 号室
入居者氏名

射水市営住宅条例第13条の規定により、次の者を同居させたいので申請します。

同居を希望する者

氏 名	入居者との 続 柄	生 年 月 日	勤 務 先	職 業	年 間 収 入
		・ ・			円
		・ ・			円
		・ ・			円
		・ ・			円
		・ ・			円
同居期間 年 月 日から					
理由					

注 入居者との続柄及び収入を確認するため戸籍謄本と収入証明書を添付してください。

様式第7号(第9条関係)

射管第 号
年 月 日

_____様

射水市長 印

市 営 住 宅 同 居 承 認 書
不 承 認

年 月 日の同居申請書について次のとおり決定したので通知します。

1 次のとおり同居を承認します。

同居を承認した者	入居者との 続 柄	生 年 月 日	前 住 所
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
同 居 の 期 間	年 月 日から		
条 件 等	1 承認を与えた者以外の者を同居させないこと。 2 入居者が退去するときは同居人も同時に退去すること。		

2 次の者の同居は認められません。

同居を認めない者	入居者との 続 柄	生 年 月 日	理 由
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	

様式第8号(第10条関係)

市 営 住 宅 入 居 承 継 申 請 書

年 月 日

射水市長

市営住宅 号棟 号室
入居者氏名

市営住宅を承継し、引き続き入居したいので申請します。

承継したい住宅	所在地	射水市	
	市営住宅名	市営住宅 号棟 号室	
現入居者	氏名		入居期間
	性別 (年齢)	男・女 (歳)	年 箇月
承継しようとする者	氏名		入居期間
	性別 (年齢)	男・女 (歳)	年 箇月
承継理由			

様式第9号(第10条関係)

射管第 号
年 月 日

_____様

射水市長 印

市 営 住 宅 入 居 承 継 承 認 決 定 書
不 承 認

年 月 日の承継申請書について次のとおり決定したので通知します。

1 次のとおり市営住宅の承継を承認します。

承継を承認した市営住宅	所在地	射水市
	市営住宅名	市営住宅 号棟 号室
新入居者	氏 名	年 月 日生
同居人	氏 名	続柄 年 月 日生
	氏 名	続柄 年 月 日生
	氏 名	続柄 年 月 日生
	氏 名	続柄 年 月 日生
	氏 名	続柄 年 月 日生
手続期間	年 月 日までに請書を提出してください。	
条件等		

2 申請の市営住宅の承継は認められません。

理由	
----	--

様式第10号(第11条関係)

市 営 住 宅 同 居 親 族 異 動 届

年 月 日

射水市長

_____市営住宅_____号棟_____号室
入居者氏名_____

次のとおり同居者に異動がありましたので届け出ます。

異動者氏名	入居者 と の 統 柄	生年月日	異 動 区 分	年 間 収 入	移転先住所	異動年月日
			出生・死亡 転出・その他	円		
			出生・死亡 転出・その他	円		
			出生・死亡 転出・その他	円		
			出生・死亡 転出・その他	円		
			出生・死亡 転出・その他	円		
その他の理由						

注 婚姻後に同居する場合は、この届でなく「市営住宅同居申請書(様式第6号)」を提出してください。

射水市長 あて

入厝者姓名

電話接洽

緊急連絡先

射水市営住宅条例第17条第3項に規定する入居者の収入状況を次のとおり申告します。

※ 本表の申告は、申告書の提出期限までに提出することにより完了します。

氏名	フリガナ	生年月日	障害等級	所得区分	年間総収入金額	給付所得金額	勤務先名	初職又は退職の 年 月 日	賞 励	同 業	扶 養	老 人	特 正	特 許	特 許	老 年	障 害	ひ ろ 義	世帯人数
人 事 者	本 人	-	-	Ⅰ - 2	円	円	電通 勤務先	昭 和 3 0 年 1 月 1 日											
同 居 親 族		-	-	Ⅰ - 2	円	円	電通 勤務先	昭 和 3 0 年 1 月 1 日											
		-	-	Ⅰ - 2	円	円	電通 勤務先	昭 和 3 0 年 1 月 1 日											
		-	-	Ⅰ - 2	円	円	電通 勤務先	昭 和 3 0 年 1 月 1 日											
		-	-	Ⅰ - 2	円	円	電通 勤務先	昭 和 3 0 年 1 月 1 日											
		-	-	Ⅰ - 2	円	円	電通 勤務先	昭 和 3 0 年 1 月 1 日											
同居の親族以外		-	-	Ⅰ - 2	円	円	電通 勤務先	昭 和 3 0 年 1 月 1 日											

所得区分Ⅰの扶養親族と認定されている方に限ります。

障害者手帳又は障害年金をお持ちの方は、等級を記入してください。

どちらかに○を付けてください。
Ⅰ 給付所得（年金を含む。）の方
Ⅱ 給付所得以外の所得のある方及び事業所得の方

給付所得控除後の金額又は所得金額を記入

会社名まで記入

初職の勤務先に就職した年月日又は無職の方は退職した年月日を記入

下の段に記入ください。

本人を除く人数

様式第12号(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

射水市長 印

収 入 認 定 通 知 書

あなたの申告された収入申告書に基づき、下記のとおり収入額を認定しましたので通知します。

名義人名	
住 宅 名	市営住宅 号棟 号室

収 入 額 算 定	所得者氏名	所得金額	諸 控 除	控除種類	人数	控除金額
	所得額合計(A)			控除額合計(B)		
	所得月額 (A－B) ÷ 12 カ月 =					

新家賃額	円	適用開始年月	年 月
------	---	--------	-----

年月	調定	調定項目	算定額	備 考

様式第13号(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

射水市長 印

収入超過者認定通知書

先の収入申告による調査の結果、あなたの所得月額が収入基準を超えたため、収入超過者として認定しましたので通知します。なお、収入超過者は住宅を明渡すように努めてください。事情により明渡すことができない場合は、下記の収入超過者の家賃を納付していただくことになります。

名義人名	
住 宅 名	市営住宅 号棟 号室

収入 額 算 定	所得者氏名	所得金額	諸 控 除	控除種類	人数	控除金額
	所得額合計(A)			控除額合計(B)		
	所得月額 (A－B) ÷ 12 カ月 =					

新家賃額	円	適用開始年月	年 月
------	---	--------	-----

年月	調定	調定項目	算定額	備 考

第 号
年 月 日

様

射水市長 印

高 額 所 得 者 認 定 通 知 書

先の収入申告による調査の結果、あなたは公営住宅に入居されている期間が引続き5年以上で、最近2年間の所得月額が高額所得者収入基準額を超えているので、高額所得者と認定します。

なお、高額所得者は、住宅を明渡さなければならないのと同時に高額認定期間中は近傍同種の家賃が適用されます。

名義人名	
住 宅 名	市営住宅 号棟 号室

年度	所得額合計	控除額合計	所得月額	高額所得者 収入基準額
年度	円	円	円	円
年度	円	円	円	

入居日	年 月 日
-----	-------

高額所得者認定日	年 月 日
高額所得者の家賃	円

※この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に意見を述べることができます。

様式第14号(第13条関係)

収入認定意見申出書

年 月 日

射水市長

市営住宅 号棟 号室
入居者氏名

1 収入の認定及び決定後、収入に変更がありましたので、届け出ます。

変更した者		変更理由発生年月日	年 月 日		
変更理由	1 転職 3 廃業 5 転出				
	2 失業 4 退職 6 その他(具体的に)				
変更後の状況	区分	氏名	所得	控除	備考
	1 入居者				
	2 同居人				
	3 同居人				
	4 同居人				
	5 同居人				
	6 同居人				

2 その他の意見があります。

意見の内容

注 収入の変更があった者の収入証明書等を添付してください。

様式第15号(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

射水市長



収 入 認 定 更 正 通 知 書
意 見 申 出 却 下 通 知 書

年 月 日に提出されました収入認定意見申出書について次のとおり決定したので通知します。

1 次のとおり収入認定を更正します。

項目 区分	A 所 得 合 計	B 控 除 額 合 計	(A－B)÷12 収入月額	本来家賃	加算金割増賃料		決定家賃
					料率	額	
前 回 の 決 定 額	円	円	円	円		円	円
今 回 の 更 正 額	円	円	円	円		円	円
理 由							

2 意見は認められません。

理 由	
-----	--

様式第16号(第14条関係)

市 営 住 宅 家 賃 減 免 申 請 書

年 月 日

射水市長

_____市営住宅_____号棟_____号室
入居者氏名_____

次のとおり家賃の減免を申請します。

家賃月額		減免希望額		減免希望期間				生活保護法適用の有無	
円		円		年 月から 年 月まで				有・無	
家賃の減免を受けようとする理由									
家族状況	氏名	続柄	年齢	勤務先	職業	年間収入	摘要		
		本人				円			
						円			
						円			
						円			
						円			
						円			
生計概況	月 収 入			月 支 出					
	項目	金額(円)		項目	金額(円)				
	計			計					
民生委員の意見及び氏名		氏名							
生活保護法を運用する担当者の意見及び氏名		氏名							

様式第17号(第14条関係)

市営住宅家賃等徴収猶予申請書

年 月 日

射水市長

市営住宅 号棟 号室
入居者氏名

次のとおり家賃等の徴収猶予を申請します。

現在の家賃	円
納入の状況	
猶予希望期間	年 月から 年 月まで
理由	
猶予期間後の 納入方法	

様式第18号(第14条関係)

第 号
年 月 日

様

射水市長



市営住宅家賃減免承認
不承認 決定書

年 月 日付けの市営住宅家賃減免申請書について、次のとおり決定したので
通知します。

1 次のとおりあなたの家賃を減額し、又は免除します。

減 免 金 額	月 円
減 免 後 の 家 賃	月 円
減 免 期 間	年 月分から 年 月分まで
承 認 条 件	次の事項のいずれかに該当するときは、減免を取り消します。 1 申請書に事実と異なる記載があったとき。 2 射水市営住宅条例第26条に規定する禁止行為を行ったとき。 3 射水市営住宅条例第34条、第39条及び第44条に規定する明渡請求の対 象となる行為を行ったとき。

2 減免は認められません。

理 由	
-----	--

様式第19号(第14条関係)

射管第 号
年 月 日

_____様

射水市長 

市営住宅家賃徴収猶予 承認 決定書
不承認

年 月 日に市営住宅家賃徴収猶予申請書について、次のとおり決定したので通知します。

1 次のとおりあなたの家賃の徴収を猶予します。

家賃	月	円
徴収猶予期間	年 月分から 年 月分まで	計()箇月計 円
納入の方法		
承認の条件		

2 徴収猶予は認められません。

理由	
----	--

様式第20号(第3条関係)

市営住宅変更承認申請書

年 月 日

射水市長

市営住宅 号棟 号室
入居者氏名

射水市営住宅条例第5条の規定により、市営住宅入居の変更を次のとおり申請します。

現在入居市営住宅名		住宅 号室			
勤務先	名 称			電話番号	
	所 在 地				
現に同居している入居者氏名		続柄	氏名	生年月日	職業・学年等
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
入居を希望する市営住宅		住宅 号室			
理 由					

様式第21号(第17条関係)

市 営 住 宅 不 在 届

年 月 日

射水市長

市営住宅 号棟 号室
入居者氏名

この度、次により市営住宅を15日以上不在にしますから、お届けします。

期 間	年 月 日から 年 月 日まで	(日間)
空家にす る理由		

様式第22号(第18条関係)

市営住宅用途一部変更申請書

年 月 日

射水市長

市営住宅 号棟 号室
入居者氏名

次のとおり市営住宅用途を一部変更したいので、申請します。

①	電気容量の変更	現在	Aから	Aに
②	変更部分の名称 又は用途			
	理 由			
	面 積	㎡	配置図 各2部添付してください。 平面図	
	箇 所			
	構 造			
	着 工 年 月 日	年	月	日
竣工年月日(予定)	年	月	日	

③ 条 件	1 この申請による費用一切は、申請者が負担します。 2 市営住宅の返還の際は、申請者の費用で原状に回復します。 3 工事は、市の承認を受けた図面のとおりに施工します。 4 工事完了の際は、市の検査を受けます。
-------	--

様式第23号(第18条関係)

第 号
年 月 日

様

射水市長 印

市営住宅用途一部変更 承認 決定書
不承認

年 月 日に申請がありました市営住宅 模様替え 申請書のことにつ
増 築

いて、次のとおり決定したので通知します。

1 次のとおり住宅の模様替え・増築工事を承認します。

① 電気容量の変更	現在 Aから Aに
② 変更部分の名称 又は用途	
面 積	m ²
箇 所	
構 造	
工 事 の 施 工 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

③ 承認条件	(1) 承認した図面のとおりに施工すること。 (2) 変更による費用は一切申請者の負担とすること。 (3) 市において撤去の必要が生じた場合は、いつでも申請者の負担で原形に復すること。 (4) 市営住宅の返還の際は、申請者の負担で原状に回復すること。 (5) 工事完了の際は、市へ完了報告をし、検査を受けること。
--------	--

2 用途一部変更は認められません。

理 由	
-----	--

様式第24号(第19条関係)

模 様 替 え
市 営 住 宅 申 請 書
増 築

年 月 日

射水市長

市営住宅 号棟 号室

入居者氏名

次のとおり市営住宅の模様替え・増築を行いたいので、設計図面及び建築基準法による確認申請書を添えて申請します。

① 電気容量の変更		現在 Aから Aに	
②	模様替え 増 築	部分の	
	名称又は用途		
	理 由		
	面 積	㎡	配置図 各2部添付してください。 平面図
	箇 所		
	構 造		
	着 工 年 月 日	年 月 日	
竣 工 年 月 日 (予定)	年 月 日		

③ 条 件	1 この申請による費用一切は、申請者が負担します。 2 市営住宅の返還の際は、申請者の費用で原形に復します。 3 工事は、市の承認を受けた図面のとおりに施工します。 4 工事完了の際は、市の検査を受けます。
-------	---

様式第25号(第19条関係)

第 号
年 月 日

様

射水市長 印

市営住宅 模様替え・承認 決定書
増 築 不承認

年 月 日に申請がありました 模様替え 申請書のことについて、
増 築

次のとおり決定したので通知します。

1 次のとおり住宅の模様替え・増築工事を承認します。

① 電気容量の変更	現在 Aから Aに
② 模様替え 部分の名 増 築 称又は用途	
面 積	m ²
箇 所	
構 造	
工 事 の 施 工 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
③ 承認 条 件	(1) 承認した図面のとおりに施工すること。 (2) 模様替え・増築による費用は、一切申請者の負担とすること。 (3) 市において撤去の必要が生じた場合は、いつでも申請者の負担で原形に復すること。 (4) 市営住宅の返還の際は、申請者の負担で原状に回復すること。 (5) 工事完了の際は、市へ完了報告をし、検査を受けること。

2 模様替え・増築工事は認められません。

理 由	
-----	--

様式第26号(第20条関係)

第 号
年 月 日

_____様

射水市長 

市 営 住 宅 明 渡 し 請 求 書

射水市営住宅条例第34条第1項、第39条第1項及び第44条第1項の規定により、次のとおり市営住宅の明渡しを請求します。

住 宅 名 及 び 棟 室 番 号	市営住宅 号棟 号室		
入 居 者 世 帯 主 氏 名		世帯員数	人
明 渡 し 期 間	年 月 日		
明 渡 理 由			

様式第27号(第21条関係)

市 営 住 宅 明 渡 し 届

年 月 日

射水市長

市営住宅 号棟 号室
入居者氏名

明 渡 し 年 月 日	年 月 日
立 会 検 査 の 連 絡 先	1 勤務先名 電話 () 2 自宅 電話 () 3 その他 電話 ()
移 転 先	〒 電話 ()
明 渡 理 由	1 住宅の新築又は購入 3 他の賃貸住宅 2 転勤 4 その他()
模様替え・増築等 に 対 す る 処 置	
家 賃	1 完 納 2 未 納 未納金の納入期日 (円) 年 月 日

注意

- 1 この届は、住宅返還の5日前までに住宅のかぎ(物置を含む。)1本とともに、市役所建築住宅課に持参してください。
- 2 明渡しの日までに、電気、ガス、上下水道などの使用料や共益費を清算してください。
- 3 明渡しの日までに、増築部分の撤去、模様替え箇所の原状回復を行ってください。
- 4 入居者負担の退去修繕の箇所は、立会いのときに指示しますから、修繕はそれ以後に行ってください。

かぎの処理欄

様式第28号(第22条関係)

(表)

第	号	年	月	日交付
(使用期間1年)				
市 営 住 宅 監 理 員 証				
市 営 住 宅 検 査 員 証				
所 属				
職 氏 名				
生年月日	年	月	日生	
この監理員証は、射水市営住宅条例第58条第3項の規定に基づく身分を示すものである。				
射水市長				印

6cm

9cm

(裏)

この監理員証を携帯する者は、射水市営住宅条例により、次の職権を行うものである。

射水市営住宅条例(抜粋)

第38条 市長は、(中略)入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

第43条 入居者は、市営住宅及び改良住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに市長に届け出て、市営住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

第58条 市長は、市営住宅及び改良住宅の管理上必要があると認めるときは、市営住宅監理員若しくは市長の指定した者に市営住宅及び改良住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。